

# 神奈川県福祉保健活動拠点

## ご利用の手引き

社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会

平成 24 年 11 月

# 目次

1	神奈川区福祉保健活動拠点とは…	1 ページ
2	利用できる団体について	2 ページ
3	利用の登録・予約について	2 ページ
4	利用時間・当日の利用方法は	3 ページ
5	備品・設備について	4 ページ
6	災害時避難経路など	8 ページ
7	利用する際の注意点・緊急時	7 ページ

## 神奈川区福祉保健活動拠点の基本方針

区内の地域福祉に関するさまざまな活動を行っている団体や、参加する区民が安心して、快適に利用ができるような環境を整え、満足いただける拠点運営を推進します。そのため、利用される方々の視点に立ち、活動の幅を広げることが出来るように

- 福祉保健の活動場所の提供をします。
- 地域福祉の情報を発信します。
- 団体と団体とのネットワークづくりを手伝います。

◎指定管理者：社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会

◎指定管理期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日

# 1.神奈川区福祉保健活動拠点とは…

福祉保健活動拠点（以下「拠点」）とは、横浜市において地域福祉を推進するために地域で自主的な福祉活動・保健活動を行っている団体等にお使いいただける場です。

神奈川区では、社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会が横浜市より指定管理者を受託し、管理運営をおこなっています。

## 利用できる部屋

**団体交流室**：ボランティア 団体などの事務作業、会議、交流等のスペースです。  
30人程度まで入れます。

\*注意① 1団体での占有利用はできません。他の登録団体も備え付けの事務機器（コピー、印刷機、ロッカー、紙折り機、ソーター）が利用できます。

\*注意② 一部の事務機器は利用者負担をしていただきます。

\*詳しくは4ページをお読みください。

**多目的研修室Ⅰ・Ⅱ**：研修、講座、会議等のスペース。

多目的研修室Ⅰ（30名弱）・多目的研修室Ⅱ（30名弱）

ⅠとⅡを1部屋として利用の場合約60名程度利用可能。

\*多目的研修室Ⅰにはスクリーン、音響の設備があります。

**点字製作室**：主にパソコンによる点字製作スペース。5人程度の打合せにも利用可

**録音室**：視覚障がい者のための録音テープ製作スペース。

**対面朗読室**：視覚障がい者への対面朗読と録音テープ編集・製作スペース。

8人程度の打合せにも利用できます。

\* 上記の部屋はすべて はーと友神奈川2階です。

## 利用制限

次のような活動には利用できません（横浜市福祉保健活動拠点条例第8条）。

- ① 拠点における秩序を乱し、又は公益を害する恐れがあるとき。
- ② 拠点の設置の目的に反するとき。
- ③ 営利のみを目的として使用するとき。
- ④ 拠点の管理上支障があるとき。
- ⑤ その他指定管理者が必要と認めたとき。

## 2.利用登録について

★利用にあたってはあらかじめ登録が必要です。（登録・利用料金は無料です）

※政治・宗教・営利目的の団体は利用できません。

※神奈川区社協会員であっても、拠点登録が必要です。

※拠点は基本的には会議・研修等の場ですが、他団体の迷惑にならず、施設等を損傷するおそれがないければ、事業・活動での利用もできます。登録時にご相談ください。

★登録の際に下記の書類を提出してください。

- ① 利用登録申請書（窓口でお渡しします）
- ② 会員名簿
- ③ 活動目的、団体の規則がわかるもの
- ④ 活動内容がわかるちらし、パンフレットなど

\*登録団体は年に1～2回の利用調整会議に出席していただきます。

利用登録が承認されると、「利用登録承認書」を発行いたします。

施設の設置目的に反する場合は登録をお断りいたします。

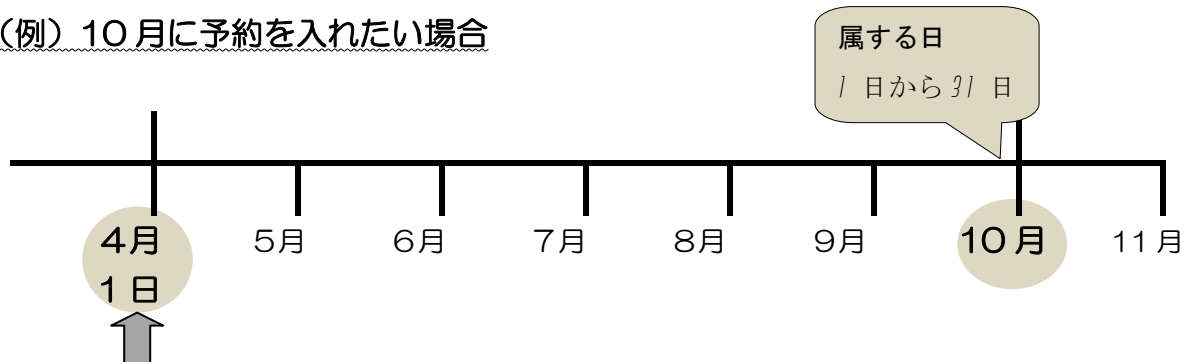
## 3.利用の予約について

★利用申込み手続き

利用申込みは、利用希望日の6か月前の原則1日から利用希望日の3日前までとなっております。来所・電話・FAXにて申込みください。また、FAXの場合は必ず送受信の確認をお願いします。先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

電話で申し込みの場合は、後日『使用許可申請書』の記入申請をお願いします。

(例) 10月に予約を入りたい場合



原則この日から利用申込みの受付が開始になります。

注) 月の初日が日祝日・閉館日のときは受付日が翌日以降の平日受付になります。

## 4.利用時間・当日の利用方法は？

★開館時間 \*閉館時間前に退出してください。

月曜～土曜日 午前9時～午後9時（午後9時閉館）

日曜・祝（休）日 午前9時～午後5時（午後5時閉館）

※利用時間には準備・後片付け・清掃・退出する時間までを含みます。

利用時間の厳守をお願いします。

★休館日 年末年始（12/29～1/3）

※臨時休館について

災害（地震、台風など）で危険が想定されるときに休館する場合があります。

施設点検や修繕等で臨時休館する場合は事前に周知いたします。

★ 当日の利用方法

① 拠点窓口においでになり、団体名をお申し出ください。

・月～土曜日 9:00～17:00 1階 神奈川区社会福祉協議会

・月～土曜日 17:00～21:00 および日・祝日利用時 2階 団体交流室窓口

② 団体名・お部屋名などを確認して、「利用報告書」と「部屋の鍵」をお渡しします。（注）団体交流室は共有スペースとなっておりますので「利用報告書」のみのお渡しになります。

③ 利用する部屋の入り口に『登録団体名表示』をしていただきます。登録名以外での利用はできません。終了後は忘れずにその表示をはずしてください。1階の総合案内板の記入は、予約表に基づき、事務局で前日行います。団体名、会議名が正しく予約表に記入されているか確認してください。

④ 利用後は室内の整理・清掃を行い「利用報告書」を記入の上、貸出した鍵と一緒に窓口へ提出してください。

### お願い

- ・ 部屋を利用中は、他の利用者に迷惑をかけないようにご配慮ください。
- ・ 非常時（地震・火災など）には、職員の誘導に従ってください。
- ・ 室内の物品・設備を破損した場合や、事故や怪我などが発生した場合は速やかに事務室へ連絡してください。
- ・ 不適切な利用が確認されたときは、次回からのご利用をお断りする場合があります。
- ・ 神奈川区福祉保健活動拠点は「ヨコハマ<sup>スリム</sup>3R夢プラン」に取り組んでいます。ごみは各自お持ち帰りください。



## 5.備品・設備について（拠点登録団体のみ利用できます）

- ・施設、設置機器の保守点検、修理、定期清掃の際は使用を制限する場合があります。

### ★印刷機（リソグラフ）、コピー機等事務機器の利用について（団体交流室）。

<b>印 刷 機</b> ・カラー印刷 ・モノクロ印刷	◎事前に予約してください。予約者優先ですが空いている場合は当日でも使用可能です。				
	<u>カラー印刷機の場合</u>				
	●印刷機に、コイン投入器がついていますので、硬貨を入れて使用してください。				
	<印刷料金> (単位：円)				
		サイズ	白 黒	単色カラー	フルカラー
	片面	Sサイズ	5	10	15
		Lサイズ	10	15	25
	両面	Sサイズ	10	20	30
		Lサイズ	20	30	50
	備考	※Sサイズ…A4・B4 ・Lサイズ…A3 ※上記3サイズ（A4・B4・A3）の用紙はあらかじめアタッチメントにセットされています。印刷料金は用紙代込です。封筒・はがき印刷をされる場合は、用紙をご持参ください。印刷料金はSサイズ料金です。			

◎領収書が必要な方は、領収書ボタンを押せば印刷機から出ます。

#### モノクロ印刷機の場合

- 窓口で“印刷機使用報告書”と“印刷機カード”を受取ってください。用紙は各団体でご用意ください。
- 使用後“印刷機使用報告書”と“印刷機カード”を返却してください。使用料の支払いは1階神奈川県社会福祉協議会で対応します。夜間と日祝日は後日清算となります。

<印刷料金> 製版（マスター）1枚 50円 印刷片面1枚 1円

\*両替はできかねますので、ご了承ください。

### ★紙折り機・ソーター（団体交流室）：《費用》無料です。

★パソコンの貸出について：《費用》無料です。

事前にご予約ください。拠点使用時のみの貸出になりますので、お部屋の予約がない場合は、貸出できません。また、外部への持ち出し、インターネットには接続できません。パソコンの技術的な質問にはお答えできません。

パソコンは Windows 7 Professional を搭載しています。

(Microsoft Excel2010,Microsoft Word 2010 しか入っていません。)

★ロッカー・メールボックスの貸出しについて 《費用》無料です

希望される拠点登録団体に、団体交流室に設置されたロッカー・メールボックスを原則1団体に1個貸出します。

《利用方法》

事前に登録書を提出していただき、承認後利用できます。利用時間（物品出し入れ）は開館時間内です。

《期間》

貸し出し許可から最初に迎える3月末とします。その後は1年単位とし、継続確認を行います。期間満了前に使用を取りやめる場合は速やかにお申出ください。

《ロッカーの鍵》

使用される当日に窓口にお申し出いただき、当日使用後返却してください。希望団体には団体責任者に鍵を期間中無償貸与します（合鍵の作製は禁止しています）。どちらの場合も保管物の紛失等の責任は負いません。

万一、鍵の紛失及び破損などがあった場合は指定管理者である神奈川区社会福祉協議会が鍵を作成し、使用団体がその費用を負担することとします。

なお、貸出期間満了時、または期間中に使用を取りやめる場合は、速やかにご連絡ください。

《使用上の注意事項》

- ① 設置している部屋（団体交流室）を他の団体が使用している場合は、入室の際に使用団体の了解を得てから入室してください。
- ② 使用団体が各団体の責任において管理・利用してください。
- ③ 可燃性物質、劇薬・毒物、動植物、生もの及び貴重品類は使用及び保管できません。また液体や悪臭・異臭を放ち利用者に迷惑が及ぶものも同様とします。
- ④ ロッカー内に③の品が入っている可能性があり、危険を及ぼすおそれがある場合や使用の確認が取れない場合には、複数の職員立会いのもと、ロッカーの点検・確認をする場合があります。
- ⑤ 鍵のついていないロッカーの使用はできません。
- ⑥ 不適切な使用が認められたときは、直ちに使用登録をおことわりします。

## ★その他の物品について

- ポット・湯呑み茶碗等はきれいに洗い、元の場所にきちんと戻してください。  
ふきん等は利用団体をご用意ください。
- 音響機器、マイク、マットの使用を希望される場合は、事前に区社協事務局へお申し出ください。
- 機材の使用は拠点内とします。設置機器の他室での利用はできません。
- 諸室にある電話は内線専用です。外部へおかけになる場合は1階の公衆電話をお使いください。
- 適正な使用、取扱いの諸注意を守り、使用後は使用前の状態に戻してください。

## 福祉機材貸出について

神奈川県社会福祉協議会では、主に区内の施設・学校を対象に福祉機材の貸出を行っています。事前にご予約をお願いします。個人の方はご相談ください。

貸出機材は、車イス・アイマスク・点字板・白杖・高齢者疑似体験セット・妊婦疑似体験セットがあります。

福祉教育プログラムの講師等もご紹介しますのでご相談ください。





## 6.利用する際の注意点・緊急時

★神奈川区福祉保健活動拠点管理要綱に定めている他、下記の事項をお守り下さい。

1. 使用目的以外での施設、敷地内を利用しないこと。
2. 必ず拠点登録団体名でご利用ください。登録名以外は利用できません。  
登録団体であっても申請した使用目的以外には使用できません。
3. 福祉保健活動拠点及び敷地内は禁煙です。
4. 許可なく寄付金を募ったり、物品の販売、求人募集等を行わないこと。  
活動PRチラシなどの掲示依頼は神奈川区社会福祉協議会窓口へ持参または郵送してください。内容によっては掲示できない場合があります。
5. 会議等のお茶を除き、原則飲食は禁止しています。事前にご相談ください。
6. 騒音、大声等を発し、暴力をふるったり、故意に器物を破損させるなどした場合は速やかに退去していただきます。場合によっては警察に通報します。
7. お子様連れの場合は、より安全にご配慮ください。

### ★ 自転車・車などでのご来所について

#### 《自転車、バイク》

建物公園側「敷地内の決められた場所」に施錠してお停めください。

#### 《車》

1階の駐車場は、「保健・医療・福祉複合施設 は一と友神奈川」の共有駐車場です。事前に予約はできません。拠点登録団体は来所の際に窓口で「駐車利用券」を受け取り、お車のフロントガラスなど確認しやすいところに掲示し、お帰りの際に必ず返却してください。なお、満車の際はお近くの民間駐車場をご利用ください。その場合の駐車料金は個人負担です。

車椅子利用者やお身体がご不自由な方など、専用駐車スペースが公園側に2台ありますのでご利用ください。

#### 《ベビーカー、ほかの乗り物の扱い》

各自で保管してください。お預かりできません。

- ◎ 自転車、バイク、車、ベビーカーなどの破損・事故・盗難については保証いたしませんのでご了承ください。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

## 7.災害時避難経路など



AED は  
1階窓口横に  
設置しています

### 急病人・事故が発生した時は

内線または直接窓口まで速やかにご連絡ください

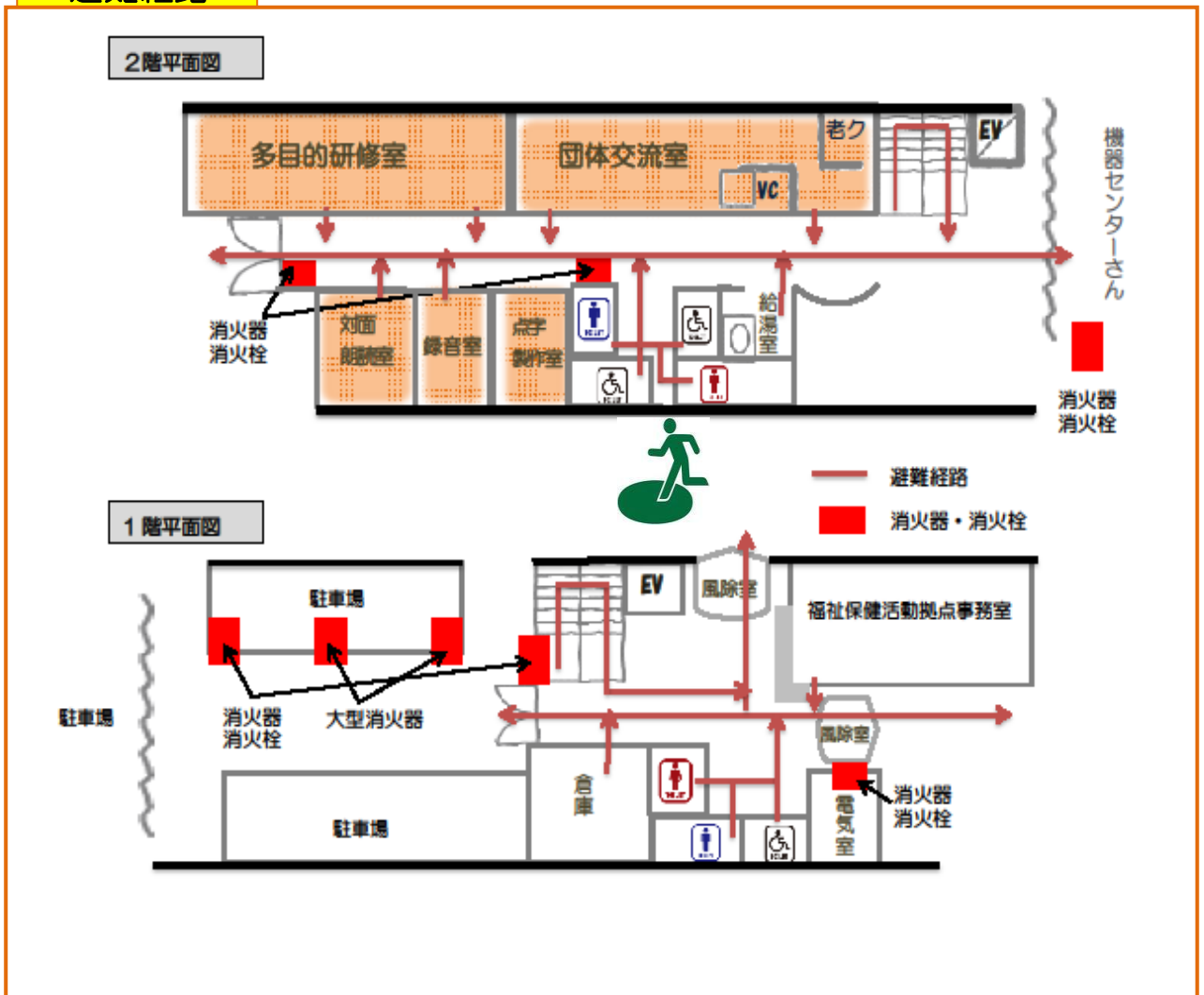
- |                       |    |             |        |
|-----------------------|----|-------------|--------|
| ・月～土曜日 9:00～17:00 利用時 | 1階 | 神奈川県社会福祉協議会 | 内線 103 |
| ・夜間利用時、日・祝日利用時        | 2階 | 団体交流室窓口     | 内線 109 |

### 災害発生時は



職員が誘導しますので、職員の指示に従ってください。  
災害時にはエレベーターは使用しないでください。

### 避難経路



◎指定管理者：社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会

◎指定管理期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日

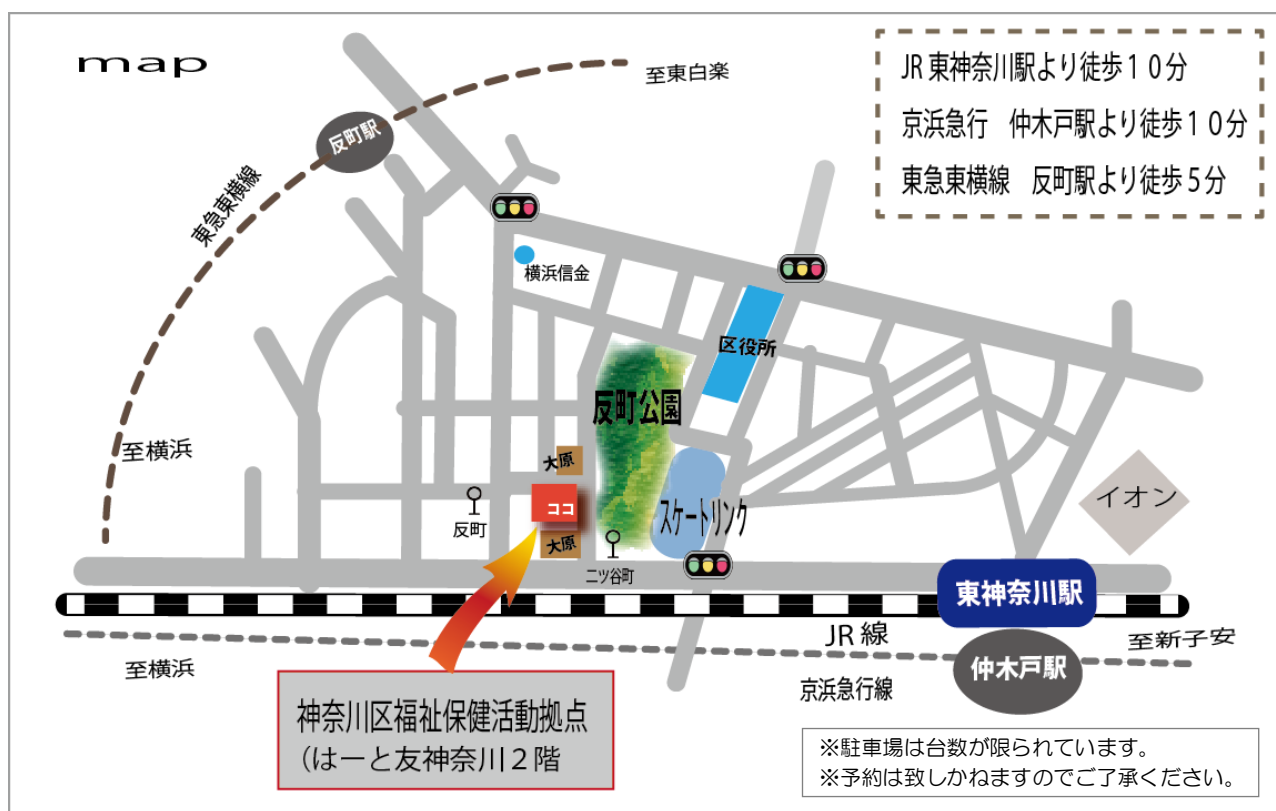
【事務所所在地】

〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川1階

社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会

電話:045-311-2014 FAX:045-313-2420

◎1階に「ご意見箱」を設置していますので、ご意見をお寄せください。



### 保健・医療・福祉複合施設「はーと友神奈川」のご紹介

- 1階 神奈川区福祉保健活動拠点指定管理者事務所 (社福) 横浜市神奈川区社会福祉協議会
- 2階 神奈川区福祉保健活動拠点  
反町福祉機器支援センター ☎045-317-5471
- 3階 神奈川区メジカルセンター訪問看護ステーション(神奈川区医師会) ☎045-322-2881  
神奈川区休日急患診療所 ☎045-317-5474 (日祝日、12/30~1/3 10:00~16:00のみ)
- 4階 神奈川区生活支援センター ☎045-322-2907